

## 一般社団法人徳島県薬剤師会調剤薬局 無菌調剤室の共同利用に係る契約書

一般社団法人徳島県薬剤師会（以下「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、乙において調剤に従事する薬剤師（以下「乙の薬剤師」という。）が甲の徳島県薬剤師会調剤薬局（以下「会営薬局」という。）の無菌調剤室を共同利用する場合について、次のとおり契約を締結する。

### （指針の策定等）

- 第1条 乙は、会営薬局の無菌調剤室を共同利用する場合には、事前に指針を策定するとともに、共同利用する乙の薬剤師に、無菌調剤に関する研修（動画を視聴させるなど）必要な措置をとらなければならない。
- 2 前項の研修に加えて、乙は、乙の薬剤師に対して無菌調剤に関する研修を継続して受講させるように努めなければならない。

### （届出）

- 第2条 乙は、無菌調剤室を共同利用する場合には、薬機法等で定める別紙様式を四国厚生支局長に届け出なければならない。
- 2 前項の場合、甲は、乙に無菌調剤室の平面図を提供するものとする。

### （共同利用）

- 第3条 乙の薬剤師が無菌調剤室を共同利用するにあたっては、甲の定める「無菌調剤室共同利用に関する規程」及び「無菌調剤室共同利用の手引き」に従ってこれを行わなければならない。
- 2 乙の薬剤師が利用できる甲の会営薬局の設備は、無菌調剤室及び無菌調剤に必要な器具、機材等のみに限るものとする。
- 3 乙の薬剤師は、甲の会営薬局の担当薬剤師が保健衛生上支障を生ずるおそれがないように行う監督・指導に従わなければならない。
- 4 乙は、乙の薬剤師が利用中に施設等を破損した場合、当該損害を賠償しなければならない。
- 5 利用時間は原則として、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く、平日の10時00分から16時00分までとする。

### （事故等の報告）

- 第4条 乙の薬剤師は、無菌調剤室を利用した無菌調剤処理に係る事故等が発生した場合には、速やかに甲の会営薬局及び乙の管理者に報告をし、事後処理に当たらなければならない。
- 2 前項の場合、甲の会営薬局及び乙の管理者は、文書により甲に報告をしなければならない。

### （責任）

- 第5条 甲の会営薬局において行った無菌調剤を含め、処方箋に基づいてなされた調剤の責任については、一義的に乙が負うものとする。

### （器具等の管理）

- 第6条 甲の会営薬局の担当薬剤師は、無菌調剤室前室、無菌調剤室、クリーンベンチにおける無菌調剤に必要な器具、機材等を管理しなければならない。

### （利用料）

- 第7条 無菌調剤室を共同利用する場合の利用料は、「一般社団法人徳島県薬剤師会無菌調剤室共同利用に関する規程」に定めるとおりとする。

**(契約期間)**

第8条 この契約の期間は、契約締結の日から5年間とする。  
2 乙が、甲の会員薬局の場合は、契約期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が相手方に  
対して意思表示をしないときは、更に5年間契約を自動的に更新するものとし、以後も  
同様とする。乙が、甲の非会員薬局の場合は、上記契約期間をもって契約満了とする。  
但し、再契約は妨げない。

**(契約料)**

第9条 この契約の締結に際し、甲の会員薬局は、契約料を無料とする。甲の非会員薬局  
は、5年間の契約料として10万円を甲に支払う。

**(契約の取消)**

第10条 甲は、乙が本契約に定める事項を遵守する義務を履行しない場合、この契約を  
取り消すことができる。

**(疑義の解決方法)**

第11条 この契約に定めなき事項については、その都度、甲乙にて協議し定めるものと  
する。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有す  
る。

西暦 年 月 日

甲

薬局名 徳島県薬剤師会調剤薬局

住所 徳島県徳島市佐古八番町3-16

開設者名 一般社団法人徳島県薬剤師会 会長 和田 朱実 印

開設者住所 徳島県徳島市中洲町1丁目58番地1

乙

薬局名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

開設者名 \_\_\_\_\_ 印

開設者住所 \_\_\_\_\_